公益財団法人日本建設情報技術センター役員等の報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本建設情報技術センター（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

２　費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料その他の経費の実費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

３　常勤役員とは、役員のうち概ね週３日以上、この法人の業務に従事すると見込まれる者とする。ただし、勤務地は問わない。

４　非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者とする。

（報酬等の支給）

第３条　常勤役員に対しては別表１に定める月額報酬を支給するものとする。

２　非常勤役員及び評議員が理事会、評議員会その他この法人の事業運営上必要な会議等に出席した場合には、非常勤役員及び評議員に対して、出席者の所在地域に応じて別表２に定めるお車代を支給するものとする。

３　役員等に対しては賞与及び退職手当は支給しないものとする。

４　非常勤役員及び評議員に対して、この法人が主催又は他の団体と共催するセミナー、研修会、講座、シンポジウム及びこれらに類する講演会等（以下「セミナー等」）での講演、出張その他の特別の任務を依頼した場合、第２項のお車代に加えて、任務を実際に遂行した日につき10万円を超えない範囲で、かつ内容・拘束時間等を鑑みて当該分野の有識者に支払われる一般的な講師料等の水準を超えない範囲で報酬を都度支払うことができる。

（報酬の支払方法）

第４条　常勤役員の報酬は、その金額を通貨で、直接常勤役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　常勤役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

３　非常勤役員及び評議員に対するお車代の支払い方法については、前２項を準用する。

（報酬の支給日）

第５条　常勤役員の報酬は、その月の月額の全額を毎月２５日に支給する。

（日割計算）

第６条　新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

３　常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第７条　この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（費用の支払い）

第８条　常勤役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

２　この法人から常勤役員に対して、この法人が主催又は他の団体と共催するセミナー等での講演、出張その他の特別の任務を依頼した場合にも、当該職務の遂行に伴い発生する費用を支払うことができる。

３　交通費及び旅費の費用は、常勤役員の本拠地（住所地）から片道１００ｋｍ以上の移動を伴う会議への参加、打ち合わせその他の職務遂行に関して支払うものとする。

４　常勤役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表１　第３条第１項関係（常勤役員の報酬月額）

役職	報酬月額（円）
代表理事	100,000
理事	0
監事	50,000

別表２　第３条第２項関係
（非常勤役員及び評議員のお車代）

所在地域	お車代　（円）
関東地区	15,000
東海・東北地区	40,000
関西地区	60,000
北陸地区	60,000
中国四国地区	60,000
九州・北海道地区	80,000